（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第十条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録の申請等） **第二条**　［略］ 2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　役員に係る次に掲げる書類 イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） ［号の細分を削る。］ ロ　［略］ ハ　［略］ ［四・五　略］ 3　［略］ （駐車監視員資格者証の交付の申請） **第十一条**　［略］ 2　前項の交付申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。 一　［略］ 二　第二条第二項第三号イからハまでに掲げる書類 三・四　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（登録の申請等） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　役員に係る次に掲げる書類 イ　戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）） ロ　成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。） ハ　［同上］ ニ　［同上］ ［四・五　同上］ 3　［同上］ （駐車監視員資格者証の交付の申請） **第十一条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　第二条第二項第三号イからニまでに掲げる書類 三・四　［同上］

（国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第十一条　国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一	**別表第一**
［略］	［同上］
質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）	質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）
第二十条第二項	第二十一条第二項
［略］	［同上］
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）
第三十八条第二号、第三号及び第十二号（同条第二号及び第十二号については、第九十七条において準用する場合を含む。）	第三十八条第二号、第三号及び第十一号（同条第二号及び第十一号については、第九十七条において準用する場合を含む。）
［略］	［同上］